

幼稚園における「社會」について

千葉大学 宮 内 孝

ここに云う社会とは、個人生活に対する社会生活を意味するのではなく、また、身体的、知的、情緒的発達と区分した社会的発達を

意味するのもありません。それは、小学校における教科としての社会、即ち、国語、算数、理科などとならんで考えられる社会科に相当するものを意味するのであります。

いゝかえれば、従来幼稚園に於ける保育項目の一つに相当するものとして考えて居るのであります。勿論、現在、幼稚園においては小学校の如く教科を設けては居りませんし、又、従来のように保育項目というものはつきりとは定められて居りません。従つて私は、こゝでは、幼稚園において保育項目の如きものが定められるとしたならば「社会」という項目が必要であろうか、若し必要であるとしたならばその内容はどのようなものであるかということについて考えて見たいと思ひます。

(1) 幼稚園に於ける保育項目はどのように変せんしたか

幼稚園に於ける保育の内容をその性質によつて分類し、いくつかもとまりをつくることはわが国においては古くから行わされて來ています。即ち、その淵源は明治九年の東京女子師範学校附属幼稚園に於ける、物品科、美術科、知識科の三科目の分類に發して居ります。これはその後(明治十四年)に改正され、会集、修身の話、庶物の話等二十科目となりました。我が国において保育の項目を法令として始めて明かにしたのは明治三十二年六月であります。幼稚園保育及設備規定で保育の項目として遊戯、唱歌、談話及手技の四つを定めました。翌三十三年八月、小学校令施行規則(省令十四号)に於いて整備され、保育四項目の具体的な内容に亘つても明示され、(同規則第百九十七条～第二百一十条参照)わが国の幼稚園がはじめて独立の法的規定をもつた大正十五年の幼稚園令においても殆

どその内容は変化せず、わずかに保育の項目を増加したに過ぎません。即ち、遊戲、唱歌、談話及手技の四項目を遊戲、唱歌、観察、談話及手技等としました。(幼稚園令施行規則第二条)

現在、幼稚園には戦前のような保育五項目は存在しません。

強い

て云えば、保育要領に示してある保育内容としての十二の項目がこれにあたると云えましょう。何故ならば、学校教育法に幼稚園の目的(第七十七条)と目標(第七十八条)が掲げられ、「幼稚園の保育内容に関する事項は、前二条の規定に従い監督庁が、これを定める」

(第七十九条)と規定してあり、同法施行規則第七十七条において

「小学校の教科課程、教科内容及びその取扱については学習指導要領の基準による」(第二十五条)を準用すると規定して居るからであります。

降つて昭和二十六年三月三日付で文部省から通達された児童指導要録には身体の状況、健康の習慣、しごとの習慣、社会生活、自然言語、音楽リズム、絵画製作の八つになつて居り、同時に通達された「指導要録の趣旨とその取扱について」において、項目は、小学校教育との連関をじゆうぶん考慮し、かつ児童の全般的発達に必要なものののみを選んでいる」と記してあります。

(2)なぜ社会という項目を設けるか

上に述べたことから明かな通り、幼稚園においては、今だかつて一度も社会という項目は設けられて居りません。それにもかゝわらず何故社会という項目を設けた方がよいと考えられるのでありますか。

社会科という教科が小学校に設けられたのは戦後でありますので此處では戦後のことにのみ限つて考えて見ることとします。

保育要領に示された保育内容の十二の項目はたといそれがすぐれた構想をもち、幼稚園教育に適切な内容をもつて居ると万人が認め居るとしても、それがあまりにも雑然として居ることはたしかであります。これは整理されなければならないものであると考えられます。例えば、見学、ごっこ遊び、劇遊び、人形芝居といった類の學習形態と教科的な音楽、絵画、製作というものが同列にならんで居り、お話を健康保育というのもあります。

此の点では指導要録は大分整理されています。しかし、しごとの習慣と言語や自然となるんでいることも決して統一ある考え方ではありません。また、身体の状況と健康の習慣と別項に二つ設けることがよいでしょうか。健康の習慣だけがよいとあります。更に、社会生活といつて、何故、社会にのみ生活をつけて、自然や言語に生活という語をつけないのでしょうか。此の外色々問題はあります。要するに、自然、言語、音楽リズム、絵画製作という表現と対比するならば、――このような表現がいかが悪いかは別としてしごとの習慣と社会生活とは合せて、社会という表現を用いるべきであると考えられます。

何故ならば、昭和二十六年七月発行の小学校学習指導要領社会科編第三章社会科の学習内容幼稚園の項で「したがつて幼稚園では、おうちごっこ、おきやごっこ、お店ごっこ、乗物ごっこなどによつて、おとなとの仕事や、周囲の事物の用途などを、ごくおおまかに初步的に理解させるとともに、次にあげるような生活態度を養うこ

とをめざすべきであろう」と述べ十五のめあてを挙げて居ります。

これを見ると幼稚指導要録のしことの習慣と社会生活の項目に挙げられている事項と殆んど同一であります。即ち、(1)事項の数は同一である。(2)指導要録では「くふうしてやる」を「遊び方や道具の使い方をくふうする」「親切である」を「ひとに親切にする」「遊びやして」とが公正にできる」を「公正に遊びや仕事をする」「ひとに助力する」を「ひとに協力する」に訂正したのみであります。このことから考えると幼稚指導要録のしことの習慣と社会生活とを合せたものが小学校の社会科に相当するものであるといふことができましょう。

幼稚園に於ける社会はこのようなことをその目標とすべきであると考えます。そして実際の指導にあたつては、このような目的に達するために、こともの成長発達とその興味と欲求に基づいて具体的な目標を定め、それを達成できるような指導の方法が考えられなければなりません。具体的な目標を考える場合その観点ともいふべき二、三のものを挙げますと

(1) こどもを中心にしてこどもの立場に立つて考へること。

大人を中心として大人の考へてこどもの生活を考へたり、こどもにおしつけたりしてはならないことは勿論であります。幼稚園においては、こどもの社会生活への適応を中心に考へ、やゝもすれば社会の慣習をそのままこどもにおしつける所謂しつけといふことに重点をおいて考へ勝ではないでしようか。もともと社会を正しく理解し、社会に適応することと、社会の進歩向上、更には新しい社会の創造などいことは決して別々のものでもなければまた前後するものでもありません。即ち正しく適応することは同時に新しい社会の建設でなければならないし、事実そうであると考えられます。したがつて、こどもが社会生活のしかたを身につけて行くことは、それは現在の社会生活のしかたそのものを身につけるばかりではなく、こどもはこどもなりに、自ら社会において、自らの社会をつくられます。

(3) 社会は何をめざすのであるか

人間は社会的存在であります。従つて社会生活を正しく理解し、

その中における自己の立場を自覺することによつて社会に正しく適応すると同時に、社会を進歩向上させていく態度や能力を身につけて居ります。

云ひかえれば、幼稚園において、こどもがともだちと共に遊んでゐるのは、こどもたちが、こどもたち自身一つの社会を作り、その

社会において生活するしかたを創造しているのであります。たとえそれが教師の指導によつて仲間がつくられ遊び方をまなび、それによつて遊んでいるとしても、それはあくまでこどものものであつて決して教師から与えられたものではありません。また、それが他の模倣であるとしても、模倣のうちに創造があり、否、こども自身にとつては模倣そのものが創造であると云えましょ。

(2)、こどもは具体的な活動を通して身につけ、理解して行くのであること。

こどもにとつてはあそびやしごとそのものが学習なのであります。幼稚園においては、こどもは仲間と遊ぶことによつて、その遊び方を身につけ、理解して行くのであります。家庭生活を理解するのは、おうちごっこを通して理解するのであつて、家庭生活をおもい出すことによつて抽象的に理解するのではありません。(これが小学校と著しく異なる点である)。

(3)、項目や目標は便宜上設けたものであること。

こどもの生活は有機的総合的なものであり、その経験も具体的であり個々に切離すことができないものであります。けれども実際の指導にあたつてはその内容をその性質によつていくつかのまとまりに分けて考える方が便利であり、実際の効果もあげ得ると考えられるのでいくつかの項目を設けるのであります。従つて、前述の社会の目的を達成するとしても、それは社会においてだけではなくに他の項目との連関においてなされなければならないのです。具体的目標にしても、こどもの活動を分析的に考へ、主として社会に属するものはどのようなものであり、主とするねらいはどのような

ものであるということを示すに過ぎないのであります。上の様な観点から幼稚園に於ける社会的具体的な目標を定める必要があります。ではその具体的な目標はどのようなものでありますか。こゝでは過去において発達されたものを手がかりとして考えて見ることにします。

幼稚園に於ける社会的具体的目標は保育要領において明かにされるべきものであるが、前述の通り、保育要領には社会という項目はありません。しかし、社会に相当する保育内容は充分に考えられて居ります。即ち、見学の前半、こゝ遊び、年中行事等の項目は主としてこれに相当するもであると考えられます。けれどもそれらは學習態を示し、指導方法を中心であつて、目標にはあまりふれて居ません。故にわれわれは、これを幼児指導要録及び小学校学習指導要領社会科篇幼稚園の項に求める外はありません。しかし、前にも述べた通り、この両者は殆んど同一の事項が挙げられて居るのでこゝでは後者について考えて見ることとします。

これによると先づ理解の面では「おとなの仕事や、周囲の事物の用途などは、ごくおまかに初步的に理解させる」とあります。これはおとなの仕事と限つた所に難点があり、またもう少し具体的に示す必要があると考えられます。(方法としてこゝ遊びのみ強調して見学などを落として居るのは妥当を欠いています。)

次に生活態度として十五のめあてをあげて居るが、これは大体において妥当なものであると考えられます。然し、第一に、しごと遊びを区別して、其の上に立つて考へている傾向があります。これはこどもの具体的な生活の面から総合的に考へる方がよいと思われま

す。なぜならば、幼稚園時代においては、しごとも遊びも、いども自身にとつてはそれ程はつきり区別されないからであります。

第二に、事項をもう少し整理する必要があります。例えば「ひとの

く遊ぶという事項と同列にならぶべきものであるかどうか。たしかに、幼稚園においてはひとにめいわくにならないように静かにすることは必要であります。しかし「ひとにめいわくをかけない」という事項にして、静かにするを中心しては何故悪いのでありますか。又、「物や道具をたいせつにする」と「ひとのものをだいじにする」と二つ掲げる必要がありましょか。前者は一般的に考えたものであり、後者はものを媒介としての対人関係といふことになり、一應は説明がつきますが、後者は前者の中に包せつされないでありますか。

第三に、これだけの事項でよいありますよ。これらの事項は、一施幼稚園に於ける社会の指導目標として其の重なるものを挙げたのであるから、これだけでよいということを意味しているわけではないでしよう。

卷之三

しかし、これらの事項と同じ比重で、或はこれらの中の或事項以上に必要なものがないありますか。

幼稚園に於ける生活は家庭や近隣社会の如き自然發生的社會に於ける生活とは異つた性質のものであり、こどもにとつては新しい生活經驗であり、また重要な生活經驗であるが故に、このよくな集団生活に参加する態度が先づ必要とされます。それにもかゝわらずそのことがありません。

次に、日常生活に必要ないろいろの manner を身につける」といふ。そしてこれは幼稚園において、最も重視しなければならないもの、一つであると考えられます。何故ならば、そのうちのあらものは幼児期において一番身につけやすいものもあるし、また是非とも身につけておく必要のあるものもあるからです。「眞みのある動作や態度がとれる」という事項はこれにあたるもの、一つとして考えられますが、これは従来の行儀作法といったことを思いださせ、又、その表現も幼児にそぐわないような感じがします。日常生活に必要ないろいろの manner は、幼稚園教育全般にわたつて指導されなければならない」とは勿論であるが、社会において特に指導されなければならないと考えられます。公衆衛生的なことは健康にまわすとしても、例えば、あいさつとか道の歩き方などじう、ようなものは社会において取扱うものであることは勿論であります。

又、自分のものとひとのもの（特に公共のもの）との区別であります。即ち、所有権の区別であります。こどもは自分のものははつきりして居るが、ひとのものがはつきりしない傾向があります——特に公共物や烟のもの等。強い欲求からいつとはなしに自分のものにしてしまうことがあります。これは非常に警戒すべきことであります。又、このことは物を中介として対人関係を理解させ、自生的な態度の芽崩えを養うことにもなります。